

仕 様 書

- 1 業務名 個人住民税税額シミュレーションシステム導入等業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和5年2月15日まで
- 3 業務内容 導入後5年間の利用を前提とする、インターネットを通じた「個人住民税税額シミュレーション」「住民税申告書作成」サービスの初期導入等
- 4 システムの機能要件等

(1) 導入概要

以下のシステム機能を備えたクラウドサービスを、市民が市ホームページに設置するリンクからインターネット経由で利用できるよう、導入に向けた初期設定を行うこと。なお、時期については令和5年1月下旬からの利用を予定している。

(2) システム機能

- ①源泉徴収票イメージからの給与所得等入力機能
- ②上記以外の所得等の入力機能
- ③所得等入力後の個人住民税額計算機能
- ④税額計算後の住民税申告書出力機能（本市様式に準ずる）
- ⑤収支内訳書出力機能
- ⑥医療費控除等の明細書出力機能
- ⑦ふるさと納税上限額の計算機能
- ⑧入力値に対するエラーチェック機能
- ⑨入力データ一時保存機能

(3) システム保守

契約業者は、本システム導入後5年間、以下の保守作業を無償で行うこと。

- ①税制改正対応作業およびそれに伴うアプリケーションの切替え作業を行うこと。
- ②本市申告書の様式変更等に合わせて改修を行うこと。
- ③アプリケーションのバージョンアップやバグ修正などを行うこと。
- ④本市開庁時（平日午前8時半から午後5時15分まで）は常に対応が図れること。
- ⑤障害等の不具合発生時には、速やかに原因調査および不具合解消の対応を行い、常に安定したサービスの維持に努めること。また、本市に対し、その障害状況および処理経過の報告を行うこと。
- ⑥ASPサービス利用のアクセスログ情報（集計）について、月締めの翌月に報告すること。

(4) サービス提供時間

システム導入後5年間毎日24時間

ただし、以下の場合、契約業者から本市への事前通知の上、一時的にサービスを停止することができる。

- ①本システム用設備等の定期点検を行う場合
- ②税制改正対応等（アプリケーション切り替え等）を行う場合
- ③本システム用設備等の故障による保守を行う場合

上記ほか、天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合は、本市への事前通知を要することなく、サービス提供を中断することができる。

(5) 動作環境

下記のブラウザに対応可能であること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome

(6) その他

契約内容に疑義が生じた場合や、特記仕様書に定めのない事項については、契約業者と本市との協議により決定するものとする。